



製造物責任法における 賠償義務者

朝見 行弘 Asami Yukihiko 弁護士/久留米大学法学部 教授

製造物責任を専門分野とし、特にアメリカの製造物責任についての研究を重ねている。近年では、NPO法人消費者支援機構福岡の理事長として、消費者契約をめぐる実務にも深く関与している

製造物責任法における賠償義務者

製造物責任法2条3項は、(1)製造物を業として製造、加工または輸入した者(製造業者)、(2)製造物に、自らを製造業者として氏名、商号、商標等の表示をした者または製造業者と誤認させるような氏名、商号、商標等の表示をした者(表示製造業者)、(3)製造物の製造、加工、輸入または販売にかかる形態その他の事情からみて、製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名、商号、商標等の表示をした者(実質的製造業者)を「製造業者等」として、同法に基づく賠償責任の主体と規定しています。

そして、同法2条3項1号は、その責任主体としての製造業者につき、「業として」という要件を課しており、「事業者性」を要求しています。「業として」とは、一定の行為を反復継続して行うことを意味しており、営利目的の有無は問いません。オンライン上のオークションやフリーマーケットなどの普及により、個人による製造物の製造・販売が多くみられますが、そのような場合についても、その製造物の「製造」または「加工」が反復継続的になされている限り、製造物責任法が適用されることとなります。

また、オンライン上の取引をめぐるのは、「転売ヤー(人気が高く入手困難となりそうな新製品をいち早く購入して高額で転売することによって利益を稼ぐ者)*1」と呼ばれる者による製造物の転売が増加し、事故も増えています*2。この場合、製造物責任法が販売業者を責任主体として規定していない以上、事業者性の有無にかか

わらず、製造物の単なる売主が同法に基づく賠償責任を負うことはありません。しかし、後に述べるように、販売業者を製造物責任法の責任主体とするならば、オンライン取引の売主にも、事業者性を要件として、同法に基づく賠償責任が認められることとなります。そして、「転売ヤー」は、転売利益を目的として販売行為を反復継続することが通常であることから、その売主が個人であっても事業者に該当することは明らかであるということが出来ます。これに対し、個人による一般的な中古品の売買については、反復継続性がなく製造物責任法の適用対象外となる場合も多いと考えられます。

製造業者

製造物責任法に基づく賠償義務者と定められている「製造業者」(2条3項1号)には、製造物の企画、開発、設計、製作など製造および加工過程のいずれかにかかわる事業者が含まれるものと解されています。しかし、製造物の製造業者、加工業者、輸入業者以外の事業者について2条3項1号の「製造業者」として同法に基づく賠償責任が認められた裁判例はみられません。

製造物責任法は、製造業者等の賠償責任を規定するものであり、役務提供業者の賠償責任は定めていません。したがって、例えば、治療行為という役務の提供によって生じた損害に対する医師の責任(医療過誤責任)については、その損害が医師の使用した医薬品の欠陥による場合でも、医薬品を製造していない以上、医師が製造物責任法に基づく賠償責任を負うことはありません。

*1 転売ビジネスをめぐる消費者被害について、国民生活センター「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ーネット広告やSNSの情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー(2021年2月10日公表) https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20210210_1.pdf 参照

*2 独立行政法人製品評価技術基盤機構「中古品の見えない危険に注意～製品の情報をしっかり確認～」(2021年10月28日)参照



これに対し、役務の提供であっても製造物の提供を伴う場合については、その製造物の提供を製造物の「加工」または「製造」としてとらえることができる限り、製造物責任法を適用できることとなります。イシガキダイ食中毒訴訟(東京地裁平成14年12月13日判決『判例時報』1805号14ページ[第一審]、東京高裁平成17年1月26日判決 ウエストロー・ジャパン 2005WLJPCA 01266013[控訴審])においては、イシガキダイの内臓を除去して3枚に下ろし、身の部分を氷水で締めてアライにしたこと、兜^{かぶと}や中骨の部分を塩焼きにしたことが「加工」に当たるとして、イシガキダイ料理を提供した割烹料亭^{かつぽう}に対し、製造物責任法が適用されています。

また、機械・装置などの設置についても、その設置作業が製造過程の一部ではなく、販売に伴う搬入・据え付けに過ぎない場合には、同法の適用が否定されることとなります。

資源ゴミの分別・プレス機械のローラーに付着した異物を除去しようとして右手を巻き込まれて作業員が上腕切断の傷害を被った事例(東京地裁平成14年2月26日判決 ウエストロー・ジャパン 2002WLJPCA02260008[第一審]、東京高裁平成14年10月31日判決 ウエストロー・ジャパン 2002WLJPCA10310017[控訴審])では、「機械を売り渡した」場合につき、製造物の「製造」および「加工」を認定することなく製造物責任法の適用が認められましたが、これは、契約上、販売業者が、同機械の据え付けに必要な基礎工事等を行い、動力の供給など必要な施設を準備協力することが定められていたことをもって製造過程の一部を担ったととらえたためであると思われます。

表示製造業者

製造物責任法2条3項は、製造業者としての表示について、「当該製造物」に付されることが必要であると規定しています。「当該製造物」と

は、製造物の容器やパッケージを含み、POP(Point Of Purchase)^{*3}やチラシ広告への表示はこれに該当しないとされています。しかし、POP、チラシ広告、テレビコマーシャル、ウェブ広告などによって消費者の誤認が引き起こされ、あるいは助長される可能性を考えるならば、これらの媒体への表示も「当該製造物」への表示に含まれるものというべきでしょう。裁判例においても、他社が輸入した布団乾燥機の販売業者について、ウェブサイトの記載内容によれば、当該乾燥機およびその外箱に記載されたロゴは販売業者を示すものであり、その取扱説明書および保証書にアフターサービスおよび保証を行う主体として当該販売業者が記載され、輸入業者および製造業者の名称は一切使用されておらず、当該販売業者以外の主体が製造業者であることを窺^{うかが}わせる記載は一切見当たらないとして、その表示製造業者性が認められています(大阪地裁平成25年3月21日判決 ウエストロー・ジャパン 2013WLJPCA03216005)。

また、製造業者と誤認させる表示は、当該表示が製造業者であるとの誤認を生じさせるものであれば足り、ほかに製造業者が存在することあるいは自らが製造業者ではないことが表示されている場合でも、消費者が誤認する可能性が認められる限り、表示製造業者性が認められることとなります。サウナ器具のコントローラー、ボックスおよび取扱説明書の表紙に、製造業者であると明示せず販売業者の商標が表示されていた事例において、販売業者をサウナ器具の製造業者であると誤認させるような表示であり、サウナ器具の使用者が常に取扱説明書の裏面を見るときは限らないことから、取扱説明書の裏面に製造元の名称が記載され、表示製造業者とされた販売業者が発売元として記載されていることをもって製造業者と誤認するおそれがないとはいえないとして、販売業者の表示製造業者性が認められています(大阪地裁平成22年11月

*3 POP(Point Of Purchase)とは、「購買時点広告」と訳されているが、ポスターや商品に付されたカードなど小売店の店頭において掲示あるいは配布される広告のことをいう



17日判決『判例時報』2146号80ページ)。

実質的製造業者

製造物責任法2条3項3号の定める「実質的製造業者」は、「実質的な製造業者と認められる氏名、商号、商標等の表示」を製造物に付したことを要件としています。茶のしずく石鹼^{せっけん}コムギアレルギー東京訴訟^{およ}*4において、「製造物責任法2条3項が1号及び2号に加えて3号の実質的製造業者を責任主体としたのは、主として、当該製造物に製造業者又はこれと誤認される表示^{また}(2号の表示)以外の表示がされた場合であっても、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態^{かか}その他の事情により実質的製造業者と認められることができるときは、1号の製造業者又は2号の表示をした者と同様の信頼性があり、製造物の購入者等がその表示を信頼して製品選択をすることも多いと考えられることによるもの(信頼責任)と解される」としたうえ、「実質的製造業者に当たるというためには、当該製造物にされた氏名等の表示の内容、態様のみならず、製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情を考慮して、製造物の購入者等に対し、社会通念上、当該表示をした者が製造業者(1号)又は2号の表示をした者と同様の信頼性を与えるものであることを要する」と判示されています。そして、製造物に「表示製造業者」としての表示が付されていた場合であっても、その者とは別に、「実質的製造業者」として製造物責任法に基づく賠償責任を課すことが妨げられることはありません*5。

自動車の取扱説明書と保証書に輸入業者の名称が太字で印字され、被告とされた自動車販売会社が輸入業者と別の主体であることが分かるような記載があり、保証書には、輸入業者の名称

および本店所在地の印字と社印とは別に、「販売店名」として被告店舗の名称、所在地および社印が付されていた事例につき、取扱説明書と保証書の表示からは被告は輸入業者とは別会社であり、自動車販売会社であると認識できるとして、実質的製造業者性を否定した裁判例(東京地裁平成25年2月8日判決 ウエストロー・ジャパン2013WLJPCA02088011)においては、「当該製造物に自他識別力、出所表示機能のある表示をした者が、実質的に相当程度当該製造物の製造販売等に関与し、消費者もこのような実態を踏まえて当該商品を買うような場合、消費者の信頼を保護するために、実質的な製造業者として製造物責任を負うべき主体としたものであると解される」として、製造物の表示ではなく製造販売への実質的な関与の実態に基づいて実質的製造業者であるかを判断すべきとされています。また、免震ゴムの製造業者の親会社について実質的製造業者性が争われた事例(東京地裁平成29年2月27日判決 ウエストロー・ジャパン2017WLJPCA02276001)においても、実質的製造業者と認められるためには、「製造物」そのものに実質的な製造業者と認められることができる表示のなされたことが必要であり、完全親会社であることのみをもって実質的製造業者に当たると解することはできないとされています。

販売業者

製造物責任法が製造物の販売業者(流通業者)を責任主体として規定していない理由は、販売業者は、欠陥を創出し自己の意思をもって製造物を市場に供給しておらず、表示製造業者または実質的製造業者に該当する場合を除き、製造業者と同様の責任を負わせることは適当ではないと考えられたことによります*6。

*4 東京地裁平成30年6月22日判決 裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/148/088148_hanrei.pdf) [茶のしずく石鹼コムギアレルギー東京訴訟]。同旨、大阪地裁平成31年3月29日判決 裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf) [茶のしずく石鹼コムギアレルギー大阪訴訟]

*5 東京地裁平成30年6月22日判決(前掲*4)、山本庸幸「注釈製造物責任法」(ぎょうせい、1994年)64ページ

*6 消費者庁消費者安全課編「逐条解説 製造物責任法(第2版)」(商事法務、2018年)93ページ、通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」(通商産業調査会、1994年)125ページ



製造物責任法の立法過程において提出された第14次国民生活審議会答申は、販売業者について、「真の製造者等を告知できない場合には、被害者救済のためにこれら供給者に対して責任を追及できる余地を開いておくことが考えられる」*7と述べていました。これは、製造物責任に関するEU指令3条3項(参考)が、製造業者の身元を特定できない場合には供給業者(販売業者)を製造業者とみなす旨を定めていることによるものでしたが、立法化に当たって取り入れられませんでした。

しかし、オンライン取引の普及によって、製造業者自らが直接消費者に製品を販売するとともに、輸入業者から仕入れた輸入製品を販売する販売業者が多くみられるようになりました。特に、輸入製品をめぐるのは、安価ではあるものの、品質や安全性に問題のある製品が少なく、製造業者とともに輸入業者が製造物責任法に基づく賠償義務を負うと規定されているにもかかわらず(2条3項1号)、輸入業者が不明あるいは既に消滅している場合が見受けられます。

製造物を製造していないにもかかわらず製造物責任法に基づく賠償義務者として輸入業者が賠償義務者として規定されたのは、輸入業者が国内流通の出発点であること、一般の消費者が外国の製造業者の賠償責任を追及することは困

難であること、輸入契約などにおいて輸入業者の求償権が確保されていることによるとされています*8。販売業者を製造物責任法に基づく賠償義務者と規定しても、製造業者あるいは輸入業者に対する求償が認められる以上、欠陥の内在する製造物を作り出した製造業者こそ製造物責任を最終的に負担すべき主体であるとする考え方に反するものではありません。なお、前述のEU指令3条3項にみられるように、製造業者を特定できない場合に販売業者に賠償責任を課するという考え方は、製造業者を特定さえすれば、製造業者の賠償資力にかかわらず、販売業者は賠償責任を免れることになり、製造業者の賠償資力にかかるリスクを消費者に負わせるとして妥当性を欠くように思われます。

輸入製品の増加やオンライン取引の一般化といった製品の流通をめぐる環境の変化を踏まえるならば、欠陥の内在する製造物の安易な流通にかかわった販売業者や流通業者についても、製造業者と同様、厳格な責任を課すことには合理性が認められ、立法化を図るべきことができます。そして、このことは、次回取り上げるデジタルプラットフォーム(オンラインプラットフォーム)事業者の責任という新たな問題へとつながります。

参考 製造物責任にかかるEU指令

第3条

- 1 「製造業者 (producer)」とは、完成品 (a finished product) の製造業者、原材料 (any raw material) の製造業者または構成部品 (a component part) の製造業者および製造物に名称、商標またはその他の識別符号 (distinguishing feature) を付すことによって自らを製造業者として表示した業者をいう
- 2 売買 (sale)、賃貸 (hire)、リース (leasing) またはその他の流通形態のため、業として (in the course of business)、共同体に製造物を輸入する事業者は、本指令において製造業者とみなし、製造業者としての責任を負う。ただし、製造業者の責任を妨げない
- 3 製造物の製造業者を特定することができない場合においては、各々の供給業者 (supplier) を製造業者とみなす。ただし、供給業者が、合理的期間内において、被害者に対し、製造業者の身元、または当該供給業者に製造物を供給した事業者の身元を告知した場合においては、この限りではない。輸入品に関し、当該製造物に製造業者の名称が示されている場合であっても、前項に定める輸入業者の身元が示されていない限り、同様に取り扱うものとする

*7 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(Ⅱ)』(大蔵省印刷局、1994年)22ページ

*8 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編(前掲*7)21ページ